

特定非営利活動法人 JUON NETWORK 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人の名称は、特定非営利活動法人 JUON NETWORK とする。ただし、登記上は特定非営利活動法人樹恩ネットワークと表示する。

(目的)

第2条 この法人は、都市と農山漁村の人々をネットワークで結ぶことにより環境の保全改良、地方文化の発掘と普及、過疎過密の問題の解決に取り組み、自立・協力の志で新しい価値観と生活様式を創造していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第4条 この法人は、第2条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、各地の自主的な活動を支え、次の事業を行う。

- (1) 都市と農山漁村を結ぶ「自然と文化のネットワーク」づくり
- (2) 過疎の廃校を活用したセミナーハウスの運営・支援
- (3) 地方文化の発掘と普及
- (4) 森林の保全・育成・ボランティア活動
- (5) 高齢者を含め都市住民のあらゆる余暇活動充実の場の提供
- (6) 社会福祉ボランティア活動
- (7) 「自然・歴史・芸」の探求活動や文化をテーマにした様々な協同組合づくり支援
- (8) 流域を単位とした「上流・中流・下流」をつなぐ協同組合ネットワークづくり
- (9) 「公助」「自助」を結び「協力」の分野の活動づくり
- (10) 上記に関連する諸外国の先進事例の調査、研究活動
- (11) その他、第2条の目的を達成するために必要な附帯する事業

(所在地)

第5条 この法人は、事務所を東京都杉並区和田3丁目30番22号に置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとし、個人会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有し、この法人の事業および運営に参加する。
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体で、この法人の事業および運営に参加する。
- (3) 協力会員 この法人の目的に賛同し、寄付をする個人・団体とする。

2. この定款に定める以外の会員に関する規約は、総会で別に定める。

(入会)

第7条 この法人の個人会員又は団体会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2. 会長は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同すると認めるときは、これを拒否する正当な理由がない限り、入会を承認するものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費を毎年納入しなければならない。

2. 年会費の金額は、総会で定める。

(退会等)

第9条 会員は、退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

2. 会員の中で会費等の納入を怠った者は、会員としての資格を失うことがある。
3. 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第10条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上30名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
2. 理事のうち1人を会長、若干名を副会長とする。
 3. 会長および副会長は、理事の互選とする。

(会長)

第11条 会長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

(副会長)

第12条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

2. 前項において、会長の職務の代行は、会長によって指名された副会長が行う。

(理事及び常任理事)

第13条 理事は、会長の総括のもとに業務を行う。なお、理事の中より若干名の常任理事を会長が指名し、会長を補佐する。

(監事)

第14条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(選出)

第 15 条 役員は、総会において個人会員の中から選出する。

(任期)

第 16 条 役員は、いずれも 2 年とし、再任を妨げない。

2. 補欠の役員は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 4 章 総会

(招集等)

第 17 条 この法人には、議決機関として総会を置く。

2. 総会は、第 14 条第 4 号の場合を除いて、会長が招集する。

(構成)

第 18 条 総会は、第 7 条に定める個人会員をもって構成する。

(種別等)

第 19 条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

2. 定例総会は、年 1 回開催する。
3. 臨時総会は、会長・理事が必要と認めた場合、監事から招集があった場合又は個人会員 50 名以上から議事を示して請求のあった場合開催する。
4. 前項の会長・理事が必要と認めた場合の臨時総会については、郵便・ファックス・電子メール等の通信手段を用いて開催することができる。
5. 第 2 項の構成員からの請求による臨時総会については、会長は請求のあった日の翌日から 起算して 30 日以内に開催しなければならない。

(総会の権能)

第 20 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(議事の通知)

第 21 条 総会の議事の内容は、あらかじめ会員に通知しなければならない。

(定足数)

第22条 総会は、個人会員の10分の1以上の出席により成立する。

2. 前項の総会への出席とは、本人出席、委任出席とする。

(議決)

第23条 総会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第5章 理事会

(招集等)

第24条 この法人は、執行機関として理事会を置く。

2. 理事会は、会長が招集する。

(権能等)

第25条 理事会は、第4条に定める事業並びに予算について責任を負い、執行の任に当る。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

3. 理事会は、必要ある場合、理事以外の出席を認めることができる。

4. 理事会は、必要ある場合、特別委員を委嘱することができる。

第6章 常任理事会

(常任理事会)

第26条 常任理事会は、理事会の決定にしたがい、執行の任に当る。

2. 常任理事会は、会長・副会長及び常任理事をもって構成する。

3. 会長が必要と認めた者及び理事は、常任理事会に出席することができる。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第27条 この法人には、第4条に定める事業を遂行するため、専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会の構成及び運営に関する事項は、理事会において別に定める。

第8章 世話人会

(世話人会)

第28条 この法人には、地域、活動分野ごとに活動母体を設け、世話人会を置くことができる。

第9章 事務局

(事務局)

第 29 条 この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
3. 前項の職員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第 10 章 資産、会計並びに事業年度

(資産の構成)

第 30 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 31 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(会計の原則)

第 32 条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第 27 条に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 33 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計に関する会計とする。

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

(事業計画及び予算)

第 35 条 この法人の事業計画案及びこれに伴う予算案は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2. 前項の規定による理事会の議決を経た事業計画案及び予算案は、その事業年度開始後の定例総会の承認を得なければならない。
3. 総会で事業計画案及び予算案の変更が議決された場合は、その変更の方針に従って、総会后速やかに、会長が事業計画案及び予算案を変更し、理事会の議決を経るものとする。ただし、総会の再度の承認は必要とはしない。
4. 会長は、前項の変更された事業計画及び予算は、その事業年度終了後の総会に報告することとする。
5. この法人は、第 2 項の総会の承認を得るまでの間は、第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、本条第 1 項の理事会が議決した事業計画案及び予算案をもって、事業を行うものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告書、活動計算書及び貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、会長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、その事業年度終了後の定例総会の承認を得なければならない。

第 11 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 37 条 この法人の定款の変更は、総会における出席者の 3 分の 2 以上の議決を要する。

(解散)

第 38 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において出席した個人会員の 4 分の 3 以上の議決を要する。

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告の方法は、官報にて行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のウェブサイトに掲載して行う。

第 12 章 雑則

(細則)

第 40 条 この法人の事業及び運営に関する細則は、理事会において別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別紙の通りとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第 34 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 35 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

平成 12 年 6 月 3 日変更 平成 12 年 11 月 2 日施行
平成 18 年 6 月 10 日変更 平成 18 年 12 月 5 日施行
平成 26 年 6 月 28 日変更 平成 26 年 12 月 19 日施行
平成 30 年 6 月 23 日変更 平成 30 年 6 月 23 日施行
令和 4 年 6 月 25 日変更 令和 4 年 6 月 25 日施行

(別紙) 設立当初役員名簿

会 長	大内 力
副会長	筒井 迪夫
同	鳥越 文蔵
同	宮田 育郎
理 事	秋山孝比古
同	足本 裕子
同	阿部比佐久
同	生田 孝至
同	石井 清允
同	石井 真弘
同	稲葉 幸七
同	岩崎 敬
同	大崎 信
同	太田 勝
同	川見 映昭
同	小林多喜男
同	小林 正美
同	佐藤 敬一
同	佐藤 敏彦
同	重元 勝
同	嶋根 繁
同	清水 文清
同	西 徹
同	西森 淳一
同	野原 順作
同	半田 良一
同	東川 義一
同	福家 克彦
同	松島 洋一
同	光井 高明
監 事	今國 喜栄
同	川上仙太郎
同	玉井 直人